恵那市社会福祉協議会　福祉出前講座　実施要綱

(目的)

第1条　この要綱は、市民団体等が主催する集会や企業等に社会福祉協議会の職員等を講師として派遣し、当該派遣職員が地域福祉活動に関する事項を説明又は職務に関連して習得した専門知識・技能を活かした講座等を行うことにより、市民等の社会福祉協議会に関する理解を深めるとともに、市民との協働による地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条　この講座の名称は，恵那市社会福祉協議会　福祉出前講座(以下「出前講座」という。)とする。

(対象)

第3条　出前講座は、原則として市内に在住する者又は市内に通勤・通学する者で構成する5人以上の団体・企業を対象とする。

(内容)

第4条　出前講座の内容は事務局が別に定める。

２　前項に規定する項目以外の講座の開催については要望が出された場合は、可能な限り要望に沿うよう努めるものとする。

(実施時間及び場所)

第5条　出前講座は、平日の午前9時から午後8時までの間で申込みのあった時間に実施する。

(出前講座の運営等)

第6条　出前講座の運営、進行等は、申請団体が行わなければならない。

（申込み）

第7条　出前講座の実施を希望する団体・企業の代表者（以下「申込者」という。）は、受講しようとする日の1か月前までに、出前講座申込書兼決定通知書(様式第1号)を事務局に提出するものとする。

２　出前講座を受講するために必要な施設は、申込者の責任において用意するものとする。

(受託の決定等)

第8条　事務局は、前条の規定による申込みがあったときは、当該出前講座の担当事業所へ情報提供を行う。出前講座担当事業所は、講座の内容、開催日時等について調整の上、受託の可否を決定し、出前講座申込書兼決定通知書(様式第1号)により申込者に通知するものとする。

（受託の制限）

第9条　事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の受講を許可しない。

1. 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
2. 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
3. 出前講座の目的に反すると認められるとき。

(変更等の届出)

第10条　第7条の規定により出前講座の受講の決定を受けたものは、実施日時、場所その他の申し込み事項を変更しようとするとき、又は出前講座の受講を取りやめようとするときは、速やかに出前講座担当事業所に届け出て、承認を受けなければならない。

(費用負担等)

第11条　出前講座の受講に係る費用は、無料とする。ただし、会場費や教材費など、その他の実費は、団体・企業の負担とする。

(報告)

第12条　出前講座を実施した団体は、講座終了後、出前講座実施報告書（様式第2号）を速やかに事務局または出前講座担当事業所に提出する。

(事務局)

第13条　出前講座の事務局は、総務課（総務部門）とする。

(委任)

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。